

加入手続きについて

令和6年1月1日現在のご年齢でのお申込みとなりますので、保険料表を確認する際はご注意ください。

1

すでに退職者プランに
加入している方で
加入内容を変更しない方



すでに加入しているプランの補償内容で
自動継続となりますので、
お手続き不要です。

2

すでに加入している方で
変更がある方
(増額・脱退・プラン変更等)



加入依頼書等の提出が必要です。
加入依頼書のご請求などは
(有) 報恩会までご連絡ください。

3

すでに本人が加入している
方で配偶者・親族が新規で
加入する方



加入依頼書等の提出が必要です。
加入依頼書のご請求などは
(有) 報恩会までご連絡ください。

万一、事故にあわれたら下記までご連絡ください

加入者カードをお手元に43～46ページを参考にお電話ください。

【ゴルファー保険】・【傷害総合保険】・【スーパー医療保険】・
【がん保険】・【介護一時金】

損害保険ジャパン株式会社

事故サポートセンター (24時間365日)

0120-727-110

東京消防庁退職者の皆さまへ

令和6年

退職者団体損害保険 のご案内

- 退職者プラン既加入の方で加入プランを変更しない方はお手続き不要です(自動継続となります)。
- 一斉募集は年1回です！ぜひこの機会にご検討くださいますようおすすめします。
- 保険料はご指定の口座より引き落としとなります。

保険期間：令和6年1月1日 午後4時から1年間

(団体契約による割引)

●●● 現職団体保険ニューパルと同じ割引を適用 ●●●

各保険加入申し込みに関する質問・加入内容の照会・相談窓口

取扱代理店

有限会社 報 恩 会

〒101-0041
東京都千代田区神田須田町1-34-4 神田グロウビル5F
TEL: 03-5207-2371 FAX: 03-5207-2372

フリーアクセス: **0120-916-528**

【受付時間】9:00～17:00 (土・日・祝日はお取り扱いしておりません。)

一般財団法人東京消防協会

目次

◎今年の変更点	2
◎退職者団体損害保険の全体概要	3・4
・ 傷害総合保険	5・6
・ 弁護のちから(弁護士費用総合補償)	7～10
・ スーパー医療保険	11・12
・ がん保険	13
・ ゴルファー保険	14
・ 介護一時金	15・16
・ 契約概要のご説明	
退職者団体損害保険のあらまし	17・18
・ 加入にあたっての注意点	
傷害総合保険	19～24
ゴルファー保険	25・26
スーパー医療保険	27～32
がん保険	33～36
介護一時金	29
・ ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと	
注意喚起情報のご説明	37～41
ご加入内容確認事項	42
・ 問い合わせ先	42
・ 【傷害総合保険】保険金請求の流れ	43・44
・ 【スーパー医療保険】【がん保険】【介護一時金】保険金請求の流れ	45・46

今年の変更点

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2023年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、住宅内生活用動産補償および弁護士費用補償の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ずパンフレットをご確認ください。

今年の変更点

傷害総合保険、スーパー医療保険、がん保険、ゴルファー保険

変更点

- ① **介護一時金支払特約**を新設しました。会員本人、配偶者の方がご加入できます。
- ② 傷害総合保険のこれまで対象外としていた**熱中症による死亡も補償の対象**とします。これにより保険料が変更となっています。必ずご確認ください。
- ③ スーパー医療保険のT A～T Dに付帯されている先進医療等費用保険金を**100万円から300万円に拡大**しました。これにより保険料が変更となっています。必ずご確認ください。
- ④ 住宅内生活用動産補償特約が改定となり、被保険者の範囲も変更となります。(詳細は下表をご覧ください。)それに伴い保険料が変更となりますので必ずご確認ください。
- ⑤ 弁護のちからの補償の対象が拡大となります。行政書士、司法書士への相談費用および書類作成費用が補償の対象となります。また、司法書士への委任による費用が補償の対象となります。
- ⑥ 過去の損害率による割増率の適用により**全てのプランで保険料が変更**となります。**必ずご確認ください。**
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の五類移行に伴い、重症化リスクの高い方のみ適用していた、医師の指示に基づく宿泊施設・自宅等での療養について、「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いを終了し、約款上の入院に該当する場合に保険金をお支払します。

加入者本人が自宅に居住

		場所		
		自宅	自宅以外のお住まい	お子さまの下宿先
所有者	本人	○	×	×
	配偶者	○	×	×
	同居の親族	○	×	×
	別居の未婚の子	○	×	×

加入者本人が自宅以外に居住(単身赴任など)

		場所		
		自宅	自宅以外のお住まい	お子さまの下宿先
所有者	本人	×	○	×
	配偶者	×	○	×
	同居の親族	×	○	×
	別居の未婚の子	×	○	×

お知らせ

付帯サービス(SOMPO 健康・生活サポートサービス)のご案内

- ① 健康・医療相談・メンタルヘルス相談、その他日常生活に関する**無料電話相談サービス**をご利用いただけます。
- ② 傷害総合保険・スーパー医療保険・がん保険・介護一時金のいずれかにご加入されている方がご利用可能となります。
- ③ ご利用方法は募集後に配布される、「加入者カード」でご案内します。

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注6)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

全体概要

病気とケガをトータルにサポート！

総合傷害保険

団体契約による割引で
約33%割引
(団体割引30%・大口割引10%)
過去の損害率による割増率5%

被保険者として
ご加入いただける方
退職者ご本人・配偶者・子供・本人の両親・本人の兄弟姉妹および本人と同居しているその他の親族

- ケガによる入通院や手術、日常生活での賠償事故等を補償
- 入院保険金は1,000日を限度として、1日目から補償
- 何歳でもご加入いただけます。継続も一生涯可能(保険金の請求状況や年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、補償内容を変更させていただくことがあります。)

M・P・Q・Rプラン スーパー医療保険

団体契約による割引で
約26%割引
(団体割引30%)
過去の損害率による割増率5%

被保険者として
ご加入いただける方
退職者ご本人・配偶者・子供、同居の親族および別居の親(本人の別居の両親)

- 病気・ケガによる入院・手術等を日帰りの入院(注)から補償(プランP、Q、R)
- プランRは生活習慣病も上乗せ補償
- 病気による入院・手術等を日帰りの入院(注)から補償(プランM)
- 新規加入は69歳まで、継続は79歳まで
- 病気でお亡くなりの際は葬祭費用も補償

T・A・B・T・C・Dプラン スーパー医療保険

団体契約による割引で
約26%割引
(団体割引30%)
過去の損害率による割増率5%

被保険者として
ご加入いただける方
退職者ご本人・配偶者・子供、同居の親族および別居の親(本人の別居の両親)

- 病気による入院・手術等を日帰りの入院(注)から補償
- 新規加入は79歳まで、継続は89歳まで
- 先進医療や臓器移植も補償

がん保険

団体契約による割引で
約26%割引
(団体割引30%)
過去の損害率による割増率5%

被保険者として
ご加入いただける方
退職者ご本人・配偶者・子供、同居の親族および別居の親(本人の別居の両親)

- がんと診断確定された場合に診断保険金をお支払い
- がんによる入院・手術・通院を補償
- 入院保険金は、1日目から入院日数無制限でお支払い
- 新規加入は79歳まで、継続は89歳まで
- 先進医療や臓器移植も補償

ゴルフ保険

団体契約による割引で
30%割引
(団体割引30%)

被保険者として
ご加入いただける方
退職者ご本人・配偶者・子供・本人の両親・本人の兄弟姉妹および本人と同居しているその他の親族

- 夢のホールインワン達成時には記念品の購入費用等もお支払いたします！
- ゴルフ場敷地内でのゴルフ用品の盗難等も補償します！
- 練習・プレーも安心、他人への賠償も補償します！

介護一時金

団体契約による割引で
約26%割引
(団体割引30%)
過去の損害率による割増率5%

被保険者として
ご加入いただける方
退職者本人・配偶者

- 要介護2から5の認定を受けた場合、もしくは損保ジャパン所定の要介護状態となり、所定の期間を超えて継続した場合に一時金をお支払い

おすすめプラン(例)

個人加入プラン

個人コースP1タイプ

《ケガによる死亡・後遺障害》 150万円
《ケガによる入院》 1日目から1日1,500円
《ケガによる通院》 1日目から1日1,000円
《ケガによる介護保険金》 年間240万円
《被害事故補償》 最高5,000万円
《個人賠償責任補償》 1事故最高2億円
※その他ケガによる手術、地震によるケガや特定感染症も補償します。
年間保険料 9,150円



プランP

《病気・ケガによる入院》 1日目から1日5,000円
《病気・ケガによる手術》 外来の手術は2.5万円
入院中の手術は5万円
《病気による退院後通院》 1日2,500円



年間保険料 24,680円 ※保険始期日時点の年齢が60歳の場合

プランTC

《病気による入院》 1日目から1日4,000円
《病気による手術》 外来の手術は2万円
入院中の手術は4万円
《病気やケガにより先進医療や臓器移植を受けた場合》 100万円限度



年間保険料 15,390円 ※保険始期日時点の年齢が60歳の場合

プランCS

《がん診断保険金》 50万円
《がんによる入院》 1日目から5,000円
《がんによる手術》 外来の手術は2.5万円
入院中の手術は5万円
《がんによる通院》 1日2,500円
《退院一時金》 5万円
《先進医療等費用保険金》 300万円



年間保険料 18,850円 ※保険始期日時点の年齢が60歳の場合

プランY

《ホールインワン・アルバトロス費用》 40万円
《ゴルフ用品損害》 18万円
《ゴルフ中の賠償責任》 1事故5,000万円限度



年間保険料 5,000円

プランW2

《介護一時金》 300万円



年間保険料 11,020円 ※保険始期日時点の年齢が60歳の場合

夫婦加入プラン

夫婦コースJ1タイプ

《ケガによる死亡・後遺障害》 150万円
《ケガによる入院》 1日目から1日1,500円
《ケガによる通院》 1日目から1日1,000円
《ケガによる介護保険金》 年間240万円
《被害事故補償》 最高5,000万円
《個人賠償責任補償》 1事故最高2億円
※その他ケガによる手術、地震によるケガや特定感染症も補償します。
年間保険料 15,590円



ご夫婦ともそれぞれプランPに加入

《病気・ケガによる入院》 1日目から1日5,000円
《病気・ケガによる手術》 外来の手術は2.5万円
入院中の手術は5万円
《病気による退院後通院》 1日2,500円



年間保険料 49,360円 ※保険始期日時点の年齢が本人・配偶者とも60歳の場合

ご夫婦ともそれぞれプランTCに加入

《病気による入院》 1日目から1日4,000円
《病気による手術》 外来の手術は2万円
入院中の手術は4万円
《病気やケガにより先進医療や臓器移植を受けた場合》 100万円限度



年間保険料 30,780円 ※保険始期日時点の年齢が本人・配偶者とも60歳の場合

ご夫婦ともそれぞれプランCSに加入

《がん診断保険金》 50万円
《がんによる入院》 1日目から5,000円
《がんによる手術》 外来の手術は2.5万円
入院中の手術は5万円
《がんによる通院》 1日2,500円
《退院一時金》 5万円
《先進医療等費用保険金》 300万円



年間保険料 37,700円 ※保険始期日時点の年齢が本人・配偶者とも60歳の場合

ご夫婦ともそれぞれプランYに加入

《ホールインワン・アルバトロス費用》 40万円
《ゴルフ用品損害》 18万円
《ゴルフ中の賠償責任》 1事故5,000万円限度



年間保険料 10,000円

ご夫婦ともそれぞれプランW2に加入

《介護一時金》 300万円



年間保険料 22,040円 ※保険始期日時点の年齢が60歳の場合

傷害総合保険

約**33%**
割引

(団体割引30%、大口割引10%、過去の損害率による割増率5%)

表示されている保険料は1年分の保険料です。

年齢による加入制限はありません。何歳でもご加入できます。継続も一生涯可能です！

- ①国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。
- ②地震によるケガやO-157、SARS等特定感染症も補償対象です。
- ③熱中症による死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償します。
- ④ケガによる寝たきり(所定の要介護状態)は所定の要介護状態であるかぎり補償されます。
- ⑤1日の入院・通院でもお支払いします。しかも入院は1,000日を限度として、1日目から補償します。
- ⑥日常生活の賠償責任は、1事故**2億円**まで補償します。また、保険会社による**示談交渉サービス**付き。

※個人・夫婦コース問わず、同居の家族、別居の未婚の子まで補償します。

おすすめ ⑦**弁護のちから(弁護士費用総合補償特約)**をセットしたプランをご検討ください。

お支払事例



スポーツ中にケガをした



熱中症により入院した

注目



自転車で他人にケガをさせた



※水濡れによる家財の損害



※旅行中カメラを落として壊した

※住宅内生活用動産補償・携行品損害補償加入時のみ
(注) 漁具は補償の対象外となりますのでご注意ください。

基本プラン

自転車事故にも対応!!

補償内容	ここがポイント
死亡・後遺障害	傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガがもとで死亡または後遺障害が生じた場合の補償です。
入院(日額)	傷害事故により入院した場合、1,000日を限度として1日目から補償します。
手術	所定の手術を受けた場合、入院中の手術は入院保険金日額の10倍・外来の手術は5倍を補償します。(ただし、1事故につき1回にかぎります。)
通院(日額)	傷害事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1日目から補償します。(90日限度)
介護補償(年額)	傷害事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガにより所定の重度後遺障害を被り所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態の期間に対し補償します。[介護保険金年額240万円]
被害事故補償	犯罪、ひき逃げによる事故により死亡・所定の重度後遺障害が生じた場合に補償します。 [1回の事故につき5,000万円限度]
救援者費用	航空機・船舶の行方不明や遭難等により、救援者が負担する捜索救助費用や交通費等を国内外問わず補償します。 [1年間につき500万円限度]
日常生活の賠償責任 (国内のみ示談交渉サービス付)	日常生活において、他人にケガをさせた場合等の法律上の損害賠償責任を国内外問わず補償します。 [1回の事故につき2億円限度] (自己負担額はありません。) また、受託品の損壊や盗取による損害賠償責任を補償します。(最大100万円まで)
地震によるケガ (天災危険)	地震・噴火またはこれらによる津波によるケガについても死亡・後遺障害、入院、手術、通院、介護を補償します。
特定感染症	SARS、O-157、等の特定感染症を発病した場合、後遺障害、入院(発病からその日を含めて180日限度)、通院(発病日からその日を含めて180日以内で90日限度)を補償します。(死亡保険金は支払われません。)また、その発病を直接の結果として180日以内に死亡したことにより負担する葬儀費用(300万円限度)を補償します。

オプション補償

住宅内生活用動産補償・携行品損害補償(新価払)	家財(住宅内生活用動産)	住宅内の家財が盗難・水災や破損などにより損害を被った場合に補償します。(1事故につき自己負担額3,000円)
	身の回り品(携行品損害)	住宅外の身の回り品が破損・盗難などにあった場合に補償します。(1事故につき自己負担額3,000円)
おすすめ 弁護のちから 法的トラブルの解決に要する弁護士費用をサポートします。 弁護のちからは、個人コースのみにセットできます。 詳しくは7~10ページをご確認ください。		

(※)既加入者の皆さまは、前年と同等条件のタイプで継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出等のお手続きは不要です。ただし、「継続加入を行わない場合」や、「ご加入タイプを変更するなど前年と条件を変更して加入を行う場合」は、その内容を記載した加入申込書の提出が必要となりますので、(有)報恩会までご連絡ください。

(注) 公平性を逸脱する極端な保険金請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

保険金額と保険料

【保険期間1年 団体割引30%、大口割引10%、過去の損害率による割増率5%
職種級別 A級】 天災危険補償特約・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約・熱中症危険「死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金」補償特約セット

個人コース

補償を受けられる方

東京消防庁をご退職された本人とその配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および本人と同居しているその他の親族のうち1名ずつ記名して加入した方
※被保険者本人のみが保険の対象となります。

例えば

P1に

ご加入の場合、
1か月あたり
約**770円**で
ご加入いただけます！

①個人コース(住宅内生活用動産補償・携行品損害補償なし)

プラン	P1	P2	P3
一時払保険料	9,150円	16,650円	24,680円
死亡・後遺障害	150万円	500万円	900万円
入院(日額)	1,500円	3,000円	4,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
通院(日額)	1,000円	2,000円	3,000円

②個人コース(住宅内生活用動産補償・携行品損害補償あり)

プラン	P1S	P2S	P3S
一時払保険料	15,780円	23,280円	31,310円
死亡・後遺障害	150万円	500万円	900万円
入院(日額)	1,500円	3,000円	4,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
通院(日額)	1,000円	2,000円	3,000円

共通	介護保険金 年間240万円／被害事故補償保険金 最高5,000万円／個人賠償責任保険金 1事故2億円限度／救援者費用保険金 500万円
----	---

■住宅内生活用動産補償・携行品損害補償

オプション補償	保険金額
住宅内生活用動産補償 (1事故につき3,000円自己負担)	年間 100万円限度
携行品損害補償 (1事故につき3,000円自己負担)	年間 30万円限度

(※1) 特定感染症による死亡の場合は、上記死亡保険金ではなく、葬祭費用として300万円(実費限度)をお支払いします。
(※2) 住宅内生活用動産補償・携行品損害補償のみの加入はできません。

③夫婦コース(住宅内生活用動産補償・携行品損害補償なし)

プラン	J1	J2	J3
一時払保険料	15,590円	29,510円	44,390円
死亡・後遺障害	150万円	500万円	900万円
入院(日額)	1,500円	3,000円	4,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
通院(日額)	1,000円	2,000円	3,000円

④夫婦コース(住宅内生活用動産補償・携行品損害補償あり)

プラン	J1S	J2S	J3S
一時払保険料	22,540円	36,460円	51,340円
死亡・後遺障害	150万円	500万円	900万円
入院(日額)	1,500円	3,000円	4,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
通院(日額)	1,000円	2,000円	3,000円

共通	介護保険金 年間240万円／被害事故補償保険金 最高5,000万円／個人賠償責任保険金 1事故2億円限度／救援者費用保険金 500万円
----	---

■住宅内生活用動産補償・携行品損害補償

オプション補償	保険金額
住宅内生活用動産補償 (1事故につき3,000円自己負担)	年間 100万円限度
携行品損害補償 (1事故につき3,000円自己負担)	年間 30万円限度

(※1) 特定感染症による死亡の場合は、上記死亡保険金ではなく、葬祭費用として300万円(実費限度)をお支払いします。
(※2) 住宅内生活用動産補償・携行品損害補償のみの加入はできません。

傷害総合保険の保険金のお支払方法等重要な事項は、P17以降に記載していますので、必ずご確認ください。

弁護のちから

(弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険)

団体契約による割引で
約**33%**
割引

弁護のちからは、傷害総合保険の特約です。

(団体割引30%、大口割引10%、過去の損害率による割増率5%)

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 **約6.5人に1人**

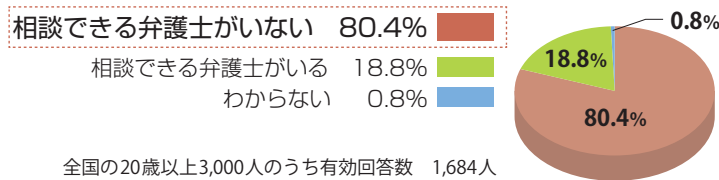
出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル（多重債務、医療事故など）も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも・・・

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。

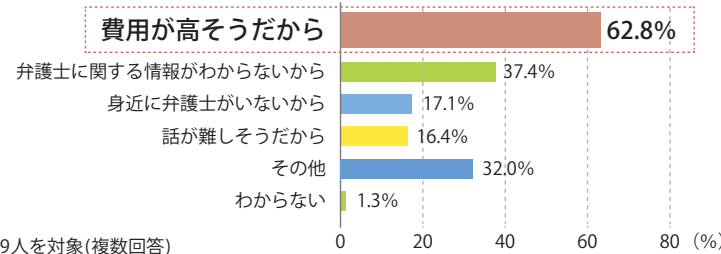
出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに
損保ジャパンにて作成



Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」



弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

みなさまの声にお応えして、

弁護の**ちから**は

あなたの**ちから**になります！



弁護のちからの必要性

特 長

- 法的トラブルの解決に要する弁護士費用をサポートします。**
(注)ただし、損保ジャパンが事前に承認した費用にかぎりります。
(1)法律相談・書類作成費用保険金 法的トラブルが発生した初期段階で、まずは弁護士に相談したい・・・という場合に、法律相談・書類作成費用を補償します。金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。
(2)弁護士費用保険金 弁護士と相談した結果、弁護士との委任契約を締結し、訴訟を提起することになった場合等は、着手金・報酬金などの費用が発生しますが、これらを補償します。
- 相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」**
保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、**日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士を紹介します。**
- 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」**
被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。**「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。**
(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎりります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

「弁護のちから」が支える5つのトラブル

傷害総合保険の個人コースにご加入されている会員、配偶者、会員の同居の親族、会員の両親と兄弟姉妹がご加入できます。ただし、未成年の方が被保険者本人として加入することはできません。

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。



次の①～③の法的トラブルについては、
被保険者ご本人だけでなく、
お子さま（※1）が遭遇された
トラブルについても対象となります。

①被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といわれ、偽物のブランド品を売りつけられた。



②人格権侵害（※2）

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 首の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス（SNS）上でいじめられない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。



以下のようなトラブルは**保険金のお支払いの対象になりません。**

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブルなど
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

(※1) 被保険者が親権を有する、未成年の子が対象となります。
(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりります。
(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)

■ 保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **100万円** 限度

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成にかかった費用 - 自己負担額 (免責金額) **1,000円**

■ 保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **10万円** 限度

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

⚠ いずれの保険金も、**弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。**

未成年の方が被保険者本人として加入はできません。

弁護のちから

(弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険)

団体契約による割引で
**約33%
割引**

表示されている保険料は
1年分の保険料です。

(団体割引30%、大口割引10%、過去の損害率による割増率5%)

(注) 公平性を逸脱する極端な保険金請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

保険金額と保険料

[保険期間1年(団体割引30%・大口割引10%・過去の損害率による割増率5%)・職種級別A級]天災危険補償特約・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約・熱中症危険「死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金」補償特約・弁護士費用総合補償特約セット

個人コース

補償を受けられる方

東京消防庁をご退職された本人とその配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および本人と同居しているその他の親族のうち1名ずつ記名して加入した方

※被保険者本人のみが保険の対象となります。

※未成年の方が被保険者本人として加入することはできません。

例えば

P1Vに

ご加入の場合、

1か月あたり

1,220円で
ご加入いただけます!

①傷害総合保険と**弁護のちから** (住宅内生活用動産補償・携行品損害補償なし)

プラン	P1V	P2V	P3V
一時払保険料	14,640円	22,140円	30,170円
死亡・後遺障害	150万円	500万円	900万円
入院(日額)	1,500円	3,000円	4,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
通院(日額)	1,000円	2,000円	3,000円
弁護士費用	通算 100万円限度 (自己負担割合10%)		
法律相談・書類作成費用	通算 10万円限度 (自己負担額1,000円)		

共通	介護保険金 年間240万円／被害事故補償保険金 最高5,000万円／個人賠償責任保険金 1事故2億円限度／救援者費用保険金500万円
----	--

(※1) 特定感染症による死亡の場合は、上記死亡保険金ではなく、葬祭費用として300万円(実費限度)をお支払いします。

②傷害総合保険と**弁護のちから** (住宅内生活用動産補償・携行品損害補償あり)

プラン	P1SV	P2SV	P3SV
一時払保険料	21,270円	28,770円	36,800円
死亡・後遺障害	150万円	500万円	900万円
入院(日額)	1,500円	3,000円	4,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍		
通院(日額)	1,000円	2,000円	3,000円
弁護士費用	通算 100万円限度 (自己負担割合10%)		
法律相談・書類作成費用	通算 10万円限度 (自己負担額1,000円)		

共通	介護保険金 年間240万円／被害事故補償保険金 最高5,000万円／個人賠償責任保険金 1事故2億円限度／救援者費用保険金500万円
----	--

■住宅内生活用動産補償・携行品損害補償

オプション補償	保険金額
住宅内生活用動産補償 (1事故につき3,000円自己負担)	年間 100万円限度
携行品損害補償 (1事故につき3,000円自己負担)	年間 30万円限度

(※1) 特定感染症による死亡の場合は、上記死亡保険金ではなく、葬祭費用として300万円(実費限度)をお支払いします。

(※2) 住宅内生活用動産補償・携行品損害補償のみの加入はできません。

弁護のちからの保険金のお支払方法等重要な事項は、P17、P18、P21以降に記載していますので、必ずご確認ください。

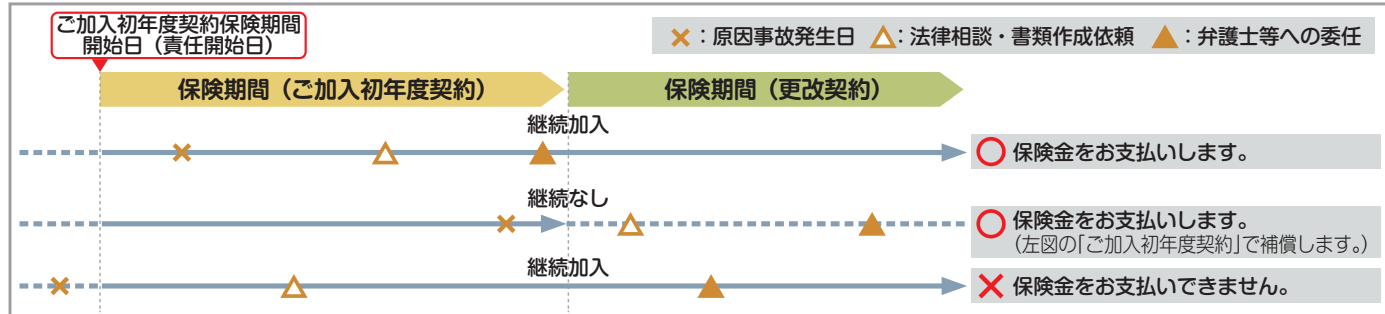
【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

■弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方は、別途、ご加入いただく必要があります。(配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。)

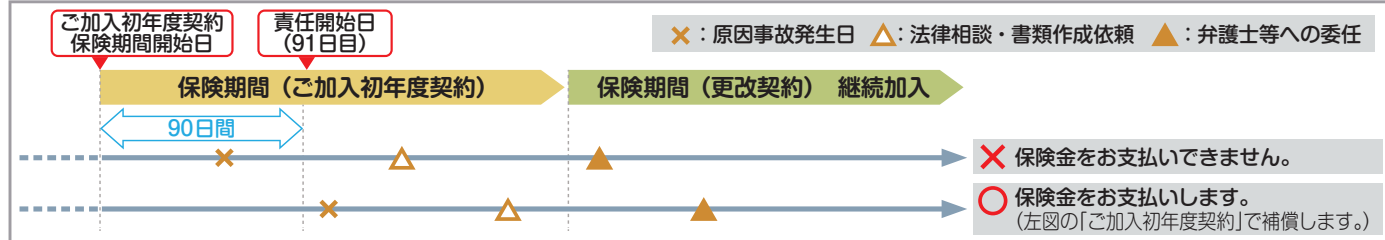
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



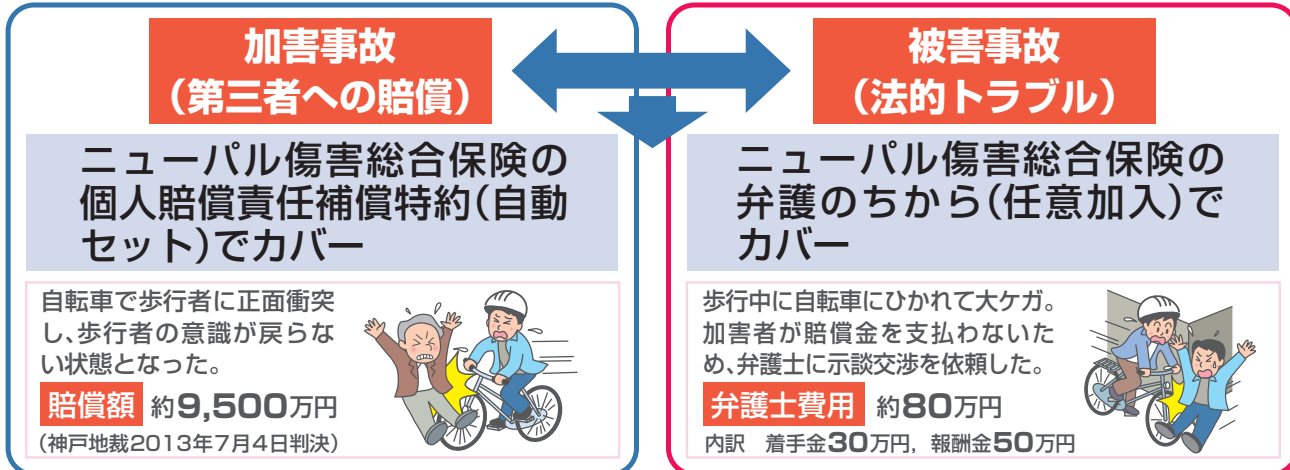
【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

自転車事故の例

個人賠償責任保険と**弁護のちから**の関係性



「弁護のちから」は自転車の被害事故等の法的トラブルへの備えとなる商品です。ニューパル傷害総合保険とあわせて「弁護のちから」にご加入いただくことで、自転車の**加害事故・被害事故**の両方に備えることができます。

お支払事例 (人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士費用保険金のお支払い額
40万円×(100%－10%(自己負担割合))＝**36万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円－1,000円(自己負担額)＝**9,000円**

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる**弁護士**が身近にいても安心 **「弁護士紹介サービス」**

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

スーパー医療保険

医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険

団体契約による割引で
約**26%**
割引

(団体割引30%、過去の損害率による割増率5%)

表示されている保険料は1年分の保険料です。

【プランM・P・Q・R】

特長

大好評!

別居の子供・両親も加入できます!!



- ①日帰り入院から1回の入院(1事故)につき**最長180日まで**(プランMは120日まで)補償します!
※日帰り入院とは、1日のみ病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
- ②手術保険金については一部の軽微な手術を除き**支払回数の制限はありません!**
- ③病気(PTSD^(※1))を含みます。)やケガの入院・手術に加え、病気で入院し**退院後の通院**に関しても補償(プランMは退院後の通院は対象外)
※1 PTSDとは、「心的外傷後ストレス障害」の略称です。
- ④プランRは、心疾患・高血圧性疾患・糖尿病といった**所定の生活習慣病**を手厚く補償!
- ⑤病気により万一お亡くなりになった際は、親族が負担する**葬祭費用**も限度額まで実費補償(プランM、Q、R)
- ⑥**最長満79歳まで継続可能!**しかも告知のみで医師の診査はいりません。
(新規加入は満69歳までとなります。)*プランTA、TB、TC、TDに変えて継続する場合、または、上位プランに変えて継続する場合は、新規加入扱となります。
*告知の内容によりご加入いただけない場合や条件付きのご加入になる場合があります。

保険金額と保険料

(保険期間1年、団体割引30%、過去の損害率による割増率5%)

プラン		M	P	Q	R
ケガで	日帰り入院 OK! 入院した場合 (傷害入院保険金)	ケガ:1事故で180日限度			
	手術をした場合 (傷害手術保険金)	—	1日につき 5,000 円	1日につき 5,000 円	1日につき 5,000 円
病気で	日帰り入院 OK! 入院した場合 (疾病入院保険金)	病気:1回の入院で180日限度			
	手術をした場合 (疾病手術保険金)	1日につき 5,000 円 (プランMのみ120日限度)	1日につき 5,000 円	1日につき 5,000 円	1日につき 5,000 円
病気で	継続して4日を超えて入院し、退院後通院した場合 (退院後通院保険金) ※ケガによる退院後通院は支払対象外です。	1回の通院責任期間につき 通院30日			
	万一お亡くなりになった際、親族が負担する葬祭費用を実費でお支払い (疾病葬祭費用)	100 万円	—	100 万円	100 万円
所定の生活習慣病で	入院した場合、入院保険金に上乗せして1日目からお支払い (特定生活習慣病入院保険金)	—	—	—	1日につき 5,000 円
	手術をした場合 (特定生活習慣病手術保険金)	—	—	—	2.5 万円 5 万円
	継続して4日を超えて入院し、退院後に通院した場合に入院保険金に上乗せして1日目からお支払い (特定生活習慣病退院後通院保険金)	—	—	—	1日につき 2,500 円

保険料は、満年齢(保険始期日時点の満年齢)によります。

(注1) 年齢は令和6年1月1日時点での満年齢 (中途加入の場合は、中途加入日時点) とします。十分ご注意ください。

(注2) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。

(注3) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和5年4月現在)

<告知の大切さについてのご説明>

○この保険は加入にあたり健康に関する告知が必要です。告知書はお客さま (保険の対象となる方) ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと (注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

満年齢	一時払保険料			
0~24歳	3,150 円	6,100 円	6,250 円	6,540 円
25~29歳	4,470 円	7,420 円	7,640 円	8,040 円
30~34歳	5,560 円	8,320 円	8,770 円	9,340 円
35~39歳	6,150 円	8,870 円	9,540 円	10,410 円
40~44歳	7,210 円	9,500 円	10,770 円	12,200 円
45~49歳	9,880 円	11,230 円	13,530 円	16,100 円
50~54歳	13,340 円	13,580 円	17,330 円	21,560 円
55~59歳	19,990 円	18,990 円	24,990 円	31,840 円
60~64歳	28,300 円	24,680 円	34,130 円	44,270 円
65~69歳	44,280 円	35,810 円	51,480 円	66,140 円
70~74歳	68,250 円	51,750 円	76,960 円	97,820 円
75~79歳	102,790 円	72,300 円	114,140 円	144,030 円

【プランTA・TB・TC・TD】

特長



- ①日帰り入院から1回の入院につき**最長120日まで**補償します!
※日帰り入院とは、1日のみ病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
- ②手術保険金については一部の軽微な手術を除き**支払回数の制限はありません!**
- ③「**先進医療**」に加え「**臓器移植術**」も補償!
(先進医療) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更になることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kan.html)
(臓器移植) 臓器の移植に関する法律 (平成9年法律第104号) の規定に基づいて摘出された臓器によって行われる移植術をいいます。
- ④**最長満89歳まで継続可能!**しかも告知のみで医師の診査はいりません。
(新規加入は満79歳までとなります。)*プランM、P、Q、Rに変えて継続する場合、または、上位プランに変えて継続する場合は、新規加入扱となります。
*告知の内容によりご加入いただけない場合や条件付きのご加入になる場合があります。
(注) プランTA~TDはケガによる入院・手術は補償対象外であり傷害総合保険とセットでのご加入をおすすめします。

保険金額と保険料

(保険期間1年、団体割引30%、過去の損害率による割増率5%)

プラン		TA	TB	TC	TD
病気で	日帰り入院 OK! 入院した場合 (疾病入院保険金)	1回の入院につき120日限度、通算で1,000日まで			
	手術をした場合 (疾病手術保険金)	1日につき 2,000 円	1日につき 3,000 円	1日につき 4,000 円	1日につき 6,000 円
ケガや	手術をした場合 (傷害手術保険金)	1 万円	1.5 万円	2 万円	3 万円
	手術をした場合 (傷害手術保険金)	2 万円	3 万円	4 万円	6 万円
ケガや	先進医療や臓器移植を受けた場合 (先進医療等費用保険金)	1 回につき 300 万円 限度	1 回につき 300 万円 限度	1 回につき 300 万円 限度	1 回につき 300 万円 限度

保険料は、満年齢(保険始期日時点の満年齢)によります。

(注1) 年齢は令和6年1月1日時点での満年齢 (中途加入の場合は、中途加入日時点) とします。十分ご注意ください。

(注2) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。

(注3) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和5年4月現在)

<告知の大切さについてのご説明>

○この保険は加入にあたり健康に関する告知が必要です。告知書はお客さま (保険の対象となる方) ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと (注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

例えば

60歳の方が、プランTAにご加入の場合、1か月あたり約**660円**でご加入いただけます!

スーパー医療保険の保険金のお支払方法等重要な事項は、P17、P18、P27以降に記載していますので、必ずご確認ください。

がん保険

医療保険基本特約・がん保険特約等セット団体総合保険

団体契約による割引で
約**26%**
割引

表示されている保険料は1年分の保険料です。

(団体割引30%、過去の損害率による割増率5%)

特長

別居の子供・両親も加入できます!!

- ①「がん」と診断され入院されたときの診断保険金*1、「がんによる入院、手術、外来治療保険金」、「退院したときの一時金*2」を**ワイドに補償**する**1年更新型の保険**です!
- ②**最長満89歳まで**継続可能! しかも**告知のみ**で医師の診査はいりません。
(新規加入は満79歳までとなります。)*告知の内容によりご加入いただけない場合や条件付きのご加入になる場合があります。
- ③**がん外来治療保険金**は、**入院を伴わない通院や往診だけの治療でもお支払い**します!
- ④**外来による手術、放射線治療、抗がん剤治療は、外来治療限度日数の120日を超えた場合でも、外来治療保険金をお支払いします。がん外来治療保険金支払限度日数変更特約がセットされています。**
- ⑤**すべてのプランで先進医療等費用を補償します。(1回につきの支払限度額300万円)**

【先進医療とは?】

病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更になることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html>)

*1 がん診断保険金は診断確定されたか、入院された場合、にお支払いとなります。

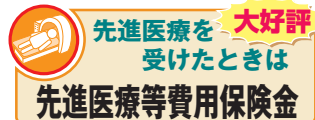
*2 がん退院一時金は診断確定されて20日を超えて入院され、無事生存して退院した場合、にお支払いとなります。

【がん治療における具体例】※

- ◆悪性しゅように対する陽子線治療（固形がんに係るものにかぎります。）
- ◆重粒子線治療（固形がんに係るものにかぎります。） など

※令和5年4月時点の例です。治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりませんのでご注意ください。

がんの医療補償にスポットを当てた、安心で画期的な保険!



保険金額と保険料

(保険期間1年、団体割引30%、過去の損害率による割増率5%) (がん外来治療保険金支払限度日数変更特約セット)

		プランAS	プランBS	プランCS
補償内容	がんと闘う準備金として がん診断保険金	100万円	75万円	50万円
	がんでの入院時に1日目から がん入院保険金	1日につき 10,000円	1日につき 7,500円	1日につき 5,000円
	手術の種類に応じて がん手術保険金	外来の手術 5万円	3.75万円	2.5万円
		入院中の手術 10万円	7.5万円	5万円
	がんでの通院時に1日目から がん外来治療保険金	1日につき 5,000円	1日につき 3,750円	1日につき 2,500円
	退院されたときは がん退院一時金	10万円	7.5万円	5万円
年間保険料	先進医療を受けたときは 先進医療等費用保険金	1回につき 300万円 限度	1回につき 300万円 限度	1回につき 300万円 限度
	0~24歳	1,560 円	1,260 円	950 円
	25~29歳	1,720 円	1,380 円	1,030 円
	30~34歳	3,080 円	2,400 円	1,710 円
	35~39歳	4,270 円	3,290 円	2,310 円
	40~44歳	6,450 円	4,930 円	3,390 円
	45~49歳	11,500 円	8,700 円	5,910 円
	50~54歳	18,500 円	13,960 円	9,420 円
	55~59歳	26,300 円	19,810 円	13,320 円
	60~64歳	37,370 円	28,100 円	18,850 円
	65~69歳	53,460 円	40,180 円	26,900 円
	70~74歳	66,450 円	49,920 円	33,390 円
	75~79歳	79,060 円	59,390 円	39,700 円
	80~84歳	85,380 円	64,120 円	42,850 円
	85~89歳	90,400 円	67,900 円	45,370 円

保険料は、満年齢(保険始期日時点の満年齢)によります。

(注1)年齢は、令和6年1月1日時点での満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。十分ご注意ください。

(注2)ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。

(注3)本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和5年4月現在)

<告知の大切さについてのご説明>

○上記の保険は加入にあたり健康に関する告知が必要です。告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

がん保険の保険金のお支払方法等重要な事項は、P17、P18、P33以降に記載していますので、必ずご確認ください。

※1 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

※2 加入依頼書および告知書の内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。

※3 2回目以降の退院一時金は、保険金支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。

ゴルファー保険

団体契約による割引で
約**30%**
割引

表示されている保険料は1年分の保険料です。

(団体割引30%)

ゴルファー必須のワイドな補償!

- ①夢のホールインワン・アルバトロス達成時には記念品の購入費用等もお支払いします!
(日本国内のみ)
- ②ゴルフ場敷地内でのゴルフ用品の盗難等も補償します!
- ③練習・プレーも安心、他人への賠償も補償します!



保険金額と保険料

(保険期間1年、団体割引30%適用)

ゴルファー保険	プラン(一時払保険料)	X (3,000円)	Y (5,000円)
	保険金額		
	ホールインワン・ アルバトロス費用	20万円	40万円
	ゴルフ用品損害	15万円	18万円
	賠償責任	1事故5,000万円限度	

ゴルファー保険Q&A

Q1 セルフプレー中に達成したホールインワンは保険の支払対象となりますか?

A1 原則として対象となりません。ただし、同伴競技者以外の第三者が目撃しており、署名または記名捺印の証明書が得られる場合等、所定の条件を満たす場合にかぎりお支払いの対象となります。詳細はP25をご参照ください。

Q2 ゴルフ場敷地内でゴルフ用品の盗難にあったのですが、ゴルフ場責任者の証明があれば、警察への届け出は不要ですか?

A2 いいえ。警察への盗難届は必ず必要となります。

Q3 ゴルフ場敷地内でカートを運転中にハンドル操作を誤り、同乗のプレーヤーにケガをさせてしまいました。保険の支払対象となりますか?

A3 カートの修理代や同乗のプレーヤーの治療費等は対象となります。



ゴルファー保険の保険金のお支払方法等重要な事項は、P17、P18、P25以降に記載していますので、必ずご確認ください。

介護に対する備え

介護に対する備えはできていますか？

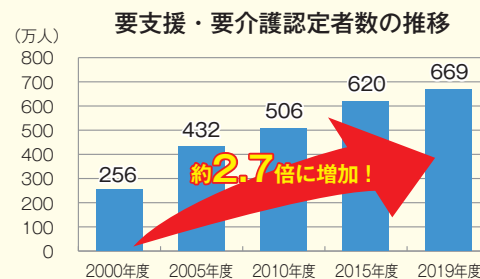
介護が必要な方が年々増加しています。

介護補償ニーズの高まり

■近年、高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定者は約**669万人**に達し、公的介護保険制度がスタートした2000年から約**2.7倍**に増加しています。

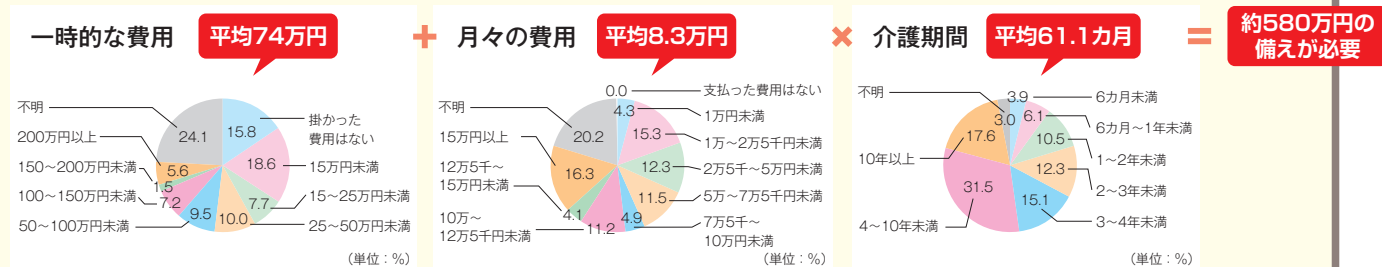
団塊の世代が75歳以上となる2025年以降はさらに増加すると想定され、介護に対する不安も高まっています。

〈厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」/2020年度〉



介護に要する費用と介護期間について

■公的介護保険制度では、利用した介護サービスの一部が自己負担となります。介護に要する費用は月々「平均8.3万円」、住宅改修など一時的に要する費用は「平均74万円」となっています（公的介護保険の対象とならない場合は全額自己負担となります）。〈厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」/2020年度〉



新商品「介護一時金」で介護リスクをしっかりとカバー！

SOMPO笑顔倶楽部の内容



SOMPO笑顔倶楽部は、MCI（軽度認知障害）の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

（注）SOMPO笑顔倶楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

- （注1）本サービスは、サービス利用時点における介護一時金支払特約セット新・団体医療保険の加入者さま、被保険者さまおよびそのご家族の方がご利用できます。
- （注2）お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
- （注3）本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社および提携先の企業が提供するサービスです。
- （注4）本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様のご負担となります。
- （注5）本サービスは令和5年4月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。
- （注6）本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。
- （注7）本サービスのご利用方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りする案内チラシに記載してありますのでご確認ください。

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。	
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。	
サービスナビゲーター	お客様の日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。	
認知機能低下の予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。	
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。	

NEW

介護一時金

（医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット新・団体医療保険）

団体契約による割引で
約**26%**
割引

表示されている保険料は
1年分の保険料です。

（団体割引30%、過去の損害率による割増率5%）

特長

- 退職者ご本人・配偶者の方がご加入できます。
- 所定の介護状態になった場合に一時金をお支払いします。
要介護2から5の認定を受けた場合、もしくは損保ジャパン所定の要介護状態（要介護2から5相当）に該当し、90日を超えて継続した場合に、会員本人または配偶者へ保険金として一時金をお支払いします。
※要介護2・・・歩行・立ち上がりが一人できない状態
- SOMPO笑顔倶楽部(WEBサービス)をご提供します。
「自分が仕事を続けるためには家事を誰かに頼みたい」
「親のために配食サービスや見守りサービスを頼みたい」
といったお悩みを解消するため、損保ジャパンの提携事業者によるサービスをご紹介します。
- 介護に必要な費用をしっかりと備える300万円プランと、ご加入いただきやすい100万円プランの2つのプランをご用意しました。

補償額と保険料

（保険期間1年、団体割引30%、過去の損害率による割増率5%）

介護一時金	プランW1	プランW2
	100万円	300万円

<告知の大切さについてのご説明>

○この保険は加入にあたり健康に関する告知が必要です。告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただくことにはなりません。

（代理告知する場合）配偶者（同居・別居を問わない）の告知につきましては、会員本人が必ず配偶者の健康状態等をご確認のうえ、告知してください。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「重要事項等説明書（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

（注1）満80～89歳は継続加入のみとなり、新規加入はできません。

（注2）保険料は保険始期日時点の満年齢によります。（中途加入の場合は、中途加入日時点）

（注3）年齢は令和6年1月1日時点での満年齢とします。十分ご注意ください。（中途加入の場合は、中途加入日時点）

（注4）契約は1年ごと更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。

（注5）本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。（令和5年4月現在）

年齢	保険料	
	保険金額100万円	保険金額300万円
0歳～24歳	80円	230円
25歳～29歳	80円	230円
30歳～34歳	80円	230円
35歳～39歳	80円	230円
40歳～44歳	180円	530円
45歳～49歳	440円	1,320円
50歳～54歳	880円	2,630円
55歳～59歳	1,840円	5,510円
60歳～64歳	3,680円	11,020円
65歳～69歳	6,300円	18,880円
70歳～74歳	13,380円	40,120円
75歳～79歳	28,060円	84,160円
80歳～84歳	56,460円	169,370円
85歳～89歳	105,400円	316,190円

介護一時金

契約概要のご説明

傷害総合保険

プランM・P・Q・R

プランTA・TB・TC・TD

がん保険

ゴルフ保険

介護一時金

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】
また、ご加入の際は、ご契約内容をご家族の方にもお知らせください。

退職者団体損害保険のあらまし
(傷害総合保険、スーパー医療保険、がん保険、ゴルフ保険、介護一時金)

- 商品の仕組み：退職者団体損害保険は以下の各種保険により構成されます。
- ・傷 害 総 合 保 険…傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 - ・ス ー パ ー 医 療 保 険…団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、傷害保険特約、疾病保険特約、傷害保険特約等をセットしたものです。
 - ・が ん 保 険…団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、がん保険特約等をセットしたものです。
 - ・ゴ ル フ ァ ー 保 険…賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセットしたものです。
 - ・介護一時金支払特約…団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、介護一時金支払特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般財団法人 東京消防協会
- 保 険 期 間：令和6年1月1日午後4時から1年間となります。（保険期間の途中でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分については、原則受付日の翌月1日（がん保険は申込月の4か月後の1日）から令和7年1月1日午後4時までとなります。）
- 引 受 条 件：保険金額、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- ・加入対象者（お申込手続きできる方）…東京消防庁の退職者
 - ・被 保 険 者…P18の表をご確認ください。
 - ・お支払方法…令和6年1月29日にご指定の口座より引き落としとなります。（中途加入の場合はお振り込みとなります。）（一時払）

【傷害総合保険・ゴルフ保険】
下表のとおり必要書類にご記入のうえ、(有) 報恩会までご提出ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「団体契約加入依頼書」に必要事項をご記入のうえご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同条件のプランにて継続を行う場合	自動継続となりますので、ご提出いただく書類はございません。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	(有) 報恩会にご連絡ください。前年と条件を変更する旨を記載した「団体契約更改加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	(有) 報恩会にご連絡ください。継続加入を行わない旨を記載した「団体契約更改加入依頼書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出しされた継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。
加入依頼書の修正方法等は（有）報恩会までお問い合わせください。
(注) 傷害総合保険の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な事項である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

【スーパー医療保険・がん保険・介護一時金】
下表のとおり必要書類にご記入のうえ、(有) 報恩会までご提出ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「団体契約加入依頼書」「告知書」に必要事項をご記入のうえご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同条件のプランにて継続を行う場合	自動継続となりますので、ご提出いただく書類はございません。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	(有)報恩会にご連絡ください。前年と条件を変更する旨を記載した「団体契約更改加入依頼書」「告知書」をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご記入が必要です。
	継続加入を行わない場合	(有)報恩会にご連絡ください。継続加入を行わない旨を記載した「団体契約更改加入依頼書」をご提出いただきます。

(注) スーパー医療保険・がん保険・介護一時金の契約は、1年ごとの更新となりますので、保険料は更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。（5年ごとに変更となります。）

- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。（ゴルフ保険）
次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
 - ・団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。
次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。（傷害総合保険・スーパー医療保険・がん保険・介護一時金）
 - また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 - 満期返れい金・契約者配当金：各種保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
 - 保険料控除制度：スーパー医療保険、がん保険、：お支払いいただいた保険料のうち医療に関する補償部分については介護医療保険料控除の対象となります。
(令和5年4月現在)
- 傷害総合保険・ゴルフ保険は保険料控除対象外となります。

●被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)一覧

保険名称	コース等	東京消防庁 退職者ご本人	本人の配偶者	同居(※7)		別居		
				本人の子供	本人の親族(※1)	本人の子供	本人の親族(※1)	
傷害総合 保険	(※2)(※5) 夫婦コース	記名で補償	補償	×	×	×	×	
	(※5) 個人コース	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償 (本人の両親と兄弟 姉妹が加入できま す。孫や子供の配偶 者は対象外です。)	
	オプション 補償 ※オプション のみの加入 はできませ ん。	住宅内生活用 動産補償・ 携行品損害補償 (夫婦コース)	記名で補償	補償(※3)	補償(※3)	補償(※3)	補償(※3) (未婚の子供に 限ります。)	×
		住宅内生活用 動産補償 (個人コース)	記名で補償	補償(※4)	補償(※4)	補償(※4)	補償(※4) (未婚の子供に 限ります。)	
		携行品 損害補償 (個人コース)	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償 (本人の両親と 兄弟姉妹が加入 できます。孫や 子供の配偶者は 対象外です。)
		弁護の ちから(※6) (個人コースのみ)	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	
スーパー医療保険		記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償 (本人の両親のみ)	
がん保険		記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償 (本人の両親のみ)	
ゴルファー保険		記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償	記名で補償 (本人の両親と兄弟 姉妹が加入できま す。孫や子供の配偶 者は対象外です。)	
介護一時金		記名で補償	記名で補償	×	×	×	×	

- (※1) 親族とは、退職者ご本人のご両親や兄弟姉妹、配偶者のご両親等の退職者ご本人の6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
- (※2) 本人と配偶者について保険の対象となります。被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の区別はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (※3) 補償対象は、被保険者の居住の用に供される団体契約加入依頼書記載の建物に収容されている生活用動産にかざります。
- (※4) 保険の目的としたい生活用動産を収容する住宅が退職者本人と異なる場合は、別途「個人コース」にご加入いただく必要があります。別途「個人コース」にご加入の際は、別紙としてご住所を記載ください。（フォームは問いません。）
- (※5) 傷害総合保険の賠償責任は記名被保険者本人以外に以下の方も対象となります。
- ・配偶者
 - ・本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子
 - ・本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかざります）。ただし、本人に関する事故にかざります。
 - ・配偶者と本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子のいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかざります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかざります。
- (※6) 弁護士費用補償に加入される場合は、未成年者を除きます。
- (※7) 二世帯住宅で建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合は、別居として取り扱います。

傷害総合保険

プランM・P・Q・R

プランTA・TB・TC・TD

がん保険

ゴルフ保険

介護一時金

加入にあたっての注意点…傷害総合保険 (契約概要のご説明)

補償の内容

●傷害事故（日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（※）をされた場合等に補償します。）

「急激かつ偶然な外来の事故」について

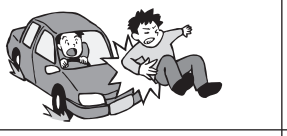
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

(注) 保険期間（責任）開始前の事故（ケガ・損害）によるものは、保険金をお支払いできません。

		
車にはねられケガをした。	駅構内の階段で滑ってケガをした。	自転車で電柱にぶつかりケガをした。

(※) 補償されるケガとは以下のとおりです。

- ・急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害
- ・身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状（ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。）
- ・特定感染症を原因とする食中毒の場合
- ・熱中症による死亡・後遺障害・入院・手術・通院の場合

* 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

* 特定感染症とは

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。令和5年4月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

(注) 今後取扱いが変更となる場合があります。

●介護保険金

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額（240万円）をお支払いします。

●被害事故補償

被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、所定の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額（5,000万円）を限度にお支払いします。

- ①自賠責保険等からの給付
- ②対人賠償保険等からの給付
- ③加害者等からの賠償金

など

●賠償事故（日本国内外での日常生活における次のような賠償事故を補償します。）

				
買物中、売場の商品をこわした。	飼い犬が他人にケガをさせた。	他人の子供にケガをさせた。	階下の他人に水もれで損害を与えてしまった。	自転車で歩行者と衝突してしまった。

●日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額）はありません。

●夫婦コース・個人コースを問わず、被保険者本人とご家族が補償されます。ご家族とは、次の①～⑤をいいます。①本人の配偶者 ②本人またはその配偶者の同居の親族 ③本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ④本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑤①から③までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

●1事故2億円限度となります。

●日本国外の事故は示談交渉サービスの対象となりません。

年齢による加入制限はありません。何歳でもご加入できます。

1.夫婦コース

ご本人のほか、配偶者も無記名でこの保険の補償の範囲に含まれます。

2.個人コース

ご本人・配偶者・子供・両親・兄弟姉妹、およびご本人と同居しているその他の親族が被保険者として加入できます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセッしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセッしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセッしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセッしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセッしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
介護保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害（※）が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 介護保険金の額＝介護保険金年額×要介護期間（年）（事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間） (※) 「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式サイト掲載の約款集をご覧ください。 (注) 介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故が発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族
【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】 特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。 また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。令和5年4月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。 (注) 今後取扱いが変更となる場合があります。		
被害事故補償（注）	被保険者が、被害事故（※1）により死亡された場合または所定の重度後遺障害（※2）が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 （※1）被害事故とは、第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。 （※2）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式サイト掲載の約款集をご覧ください。 (注) 介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故が発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族

※1 ご加入に際して特にご注意いただきたいことをP37以降に記載しています。

※2 保険料についてはP6に記載しています。

補償の内容

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償	救援者費用 (国内外補償) (注)	保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用（※1）に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅（※2）外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 （※1）次のア。からオ。までの費用がお支払いの対象となります。 ア。 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ。 交通費 救援者（※3）の現地（※4）までの航空機等の1往復分の運賃（救援者2名分を限度とします。）。 ウ。 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料（救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。）。 エ。 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定して1回帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きします。 オ。 諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等（国外20万円、国内3万円を限度とします。）。 （※2）「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。 （※3）「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。 （※4）「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩顎（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
	個人賠償責任 (国内外補償) (注)	日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア。 本人 イ。 本人の配偶者 ウ。 本人またはその配偶者の同居の親族 エ。 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ。 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ。 イ。からエ。までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準する物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準する物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 など	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ（※2）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア。からウ。までのいずれかに該当するものを除きます。 ア。 主たる原動力が人力であるもの イ。 ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ。 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

賠償責任

保険金の種類

弁護士費用
(注)

法律相談・書類作成費用保険金

弁護士費用保険金

被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下■から■までのいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、■・■・■のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、■・■のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

■被害事故に関するトラブル
ケガを負わされた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。

■借地または借家に関するトラブル
賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。

■離婚調停に関するトラブル
被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。
(注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。
(注2) 保険金の請求は、調停等申し立てた時以降にかぎり可能となります。

■遺産分割調停に関するトラブル
被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。
(注) 保険金の請求は、調停等申し立てた時以降にかぎり可能となります。

■人格権侵害に関するトラブル
不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉さ損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。
(注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

【全トラブルに共通の事由】
①故意、重大な過失または契約違反
②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為
③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用
④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
⑤地震、噴火またはこれらによる津波
⑥国または公共団体の強制執行または即時強制
⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。
⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル
⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由
⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。
⑪保険契約または共済契約に関する事由。
ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。

【各トラブル固有の事由】

左記■に該当する場合
②自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル
③医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
④あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
⑤薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
⑥身体美容または整形

左記■・■・■に該当する場合
⑦被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由

左記■・■に該当する場合
⑨環境汚染
⑩環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由
⑪騒音、振動、悪臭、日照不足等
⑫電磁波障害

左記■に該当する場合
⑫被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル

日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象

など

- **ご加入に際して特にご注意くださいことをP37以降に記載しています。**
 - **保険料についてはP6、P9に記載しています。**
- (注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

加入にあたっての注意点…住宅内生活用動産補償・携行品損害補償（契約概要のご説明）

補償の内容

傷害総合保険の用語のご説明		
用語	用語の定義	
【原因事故】	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
【財 物】	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無対物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
【財物の損壊】	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
【調 停 等】	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。	
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html)	
【通 院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
【入 院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
【治 療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
【被保険者の未成年の子】	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
【弁護士等】	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。	
【保険金請求権者】	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。	
【未 婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	
【配 偶 者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められなものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。	
	(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。	
【親 族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	
加入対象者	●傷害総合保険の夫婦コースまたは個人コースの加入資格がある方で、傷害総合保険に加入しているまたは同時に加入する方(注) 傷害総合保険の特約として加入するため、住宅内生活用動産補償・携行品損害補償のみの加入はできません。 ※ 傷害総合保険の加入対象者についてはP18をご参照ください。	
コース加入	1.夫婦コース…ご本人が加入されますとご本人が居住する加入依頼書等に記載の建物に収容されている生活用動産を補償します。また、本人、配偶者の携行品を補償します。 2.個人コース…ご本人が加入する場合は、ご本人が居住する加入依頼書等に記載の建物に収容されている生活用動産と携行品を補償します。ご本人以外の方が加入する場合は被保険者が居住する加入依頼書等に記載の建物に収容されている家財と携行品を補償します。	
お支払いの対象となる事故	オプション補償 ●住宅内生活用動産補償・携行品損害補償(住宅内生活用動産補償特約、携行品損害補償特約) ●新価払住宅内生活用動産や携行品損害の保険金を、新価(再調達価額)基準でお支払いします。	
	●住宅内生活用動産補償 国内のみ補償	●携行品損害補償 国内外補償
	日本国内に所在する被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物内の家財等が偶然な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。【自己負担額:1事故3,000円】	偶然な事故による携行品の破損・盗難などを補償します。【自己負担額:1事故3,000円】
	火災による家財の損害 盗難による家財の損害 水濡れによる家財の損害 火災のほか、水災や破損損害についても、新価(再調達価額)で補償します。	旅行中カメラを落として壊した ゴルフクラブが折れた バックを奪われた

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
携 行 品 害 補 償 (国 内 補 償) (注)	偶然な事故により携行品 ^(※1) に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額 ^(※2) を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、なすみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ（※）または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
住 宅 内 生 活 用 動 産 (国 内 の み 補 償) (注)	(1) 損害保険金 日本国内に所在する被保険者(※1)の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている被保険者が所有する生活用動産(※3)について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額(※4)を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (注) 加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている生活用動産が対象になりますので、それ以外の単身赴任先・就学に伴う下宿先等の建物に収容されている生活用動産は対象になりません。 (※2)「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、戸戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。 (※3)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいい、物置、車庫その他の付属建物に収容される生活用動産ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。 (※4)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。 (2) 費用保険金 ①臨時費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 ②残存物取片づけ費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用動産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 ③失火見舞費用保険金 保険の対象または保険の対象を収容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯(※1)の敷地に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額(※2)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 (※1)「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。 (注) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品 ■通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■商品・製品等 ■業務用の什器・備品等 ■テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 など	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、なすみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑧置き忘れ（※）または紛失 ⑨楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用動産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

※保険料についてはP6、P9に記載しています。また、ご加入に際して特にご注意くださいことをP37以降に記載しています。

加入にあたっての注意点…ゴルファー保険
(契約概要のご説明)

補償の内容

項目	内 容	
被保険者 「P18」の裏表もあわせてご確認ください	退職者本人と家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹・同居の親族）のうち加入依頼書に記名して申込みをされた本人が被保険者となります。	
受取人金	ホールインワン・アルバトロス費用保険金…被保険者（ホールインワン・アルバトロスをした本人） ゴルフ用品……………被保険者（用品の所有者） 賠償責任保険金……………被保険者（加害者本人）	
補償内容	ゴルファー保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。 (注1) ゴルファー保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。 (注2) 保険期間（責任）開始前の事故（損害）によるものは、保険金をお支払いできません。	



補償内容（続き）	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に発生した偶然な事故により、他人（キャディを含みます。）にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 (注3) 記名被保険者（加入依頼書等記載の本人をいいます。）が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方（記名被保険者の親族にかぎります。）についても被保険者となります。	①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任^(※) ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任^(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など (※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しよく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。
注	(注) 補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。 (※1) 賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。	
注意点	ゴルフ用品の損害について保険金を請求する場合は次のことに注意してください。 - 盗難の場合、警察署に盗難届を提出して、受理番号をもらってください。 - 用品損害の場合は、こわれた状態の写真、修理業者の見積り・事故証明書が必要です。 - 修理不能の場合、修理不能の証明またはこわれた品物を提出していただきますので、捨ててしまうと請求できない場合があります。 (※) 同種の保険に重複加入された場合は両方の保険から重複して支払われることはありません。ただし、補償額は両方の保険のものが合算されます。	

ゴルファー保険の用語のご説明	
用語	用語の定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。 ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。 アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数（パー）より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

※保険料についてはP14に記載しています。また、ご加入に際して特にご注意いただきたいことをP37以降に記載しています。

加入にあたっての注意点…スーパー医療保険 (契約概要のご説明)

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険)

項目	内 容
【86】 (被保険者)	●退職者本人と家族(配偶者・子供・親族)の方で告知等で定める加入条件を満たす方 1.新規加入の方(令和6年1月1日現在、満79歳まで) (プランM・P・Q・Rは満69歳まで) 申込にあたっては、「健康状態に関する告知にあたってご注意いただきたいこと」をご確認のうえ、告知質問事項にご回答ください。 ※病気や症状につきましては、P32の病名一覧表を参照してください。 ※令和6年1月1日(保険開始)前に告知質問事項を満たさなくなった場合は、(有)報恩会まで必ずお電話ください。 ※ご加入の際は加入したことを必ずご家族にもお知らせください。 2.継続加入の方(令和6年1月1日現在、満89歳まで) (プランM・P・Q・Rは満79歳まで) (1)前年と同等条件のプランで継続する方、補償額を少なくする方および補償内容をせまくする方は、告知は不要です。 (2)満79歳までに新規加入している方は、満89歳まで継続加入できます。(令和6年1月1日現在)※プランM・P・Q・Rは満79歳まで継続加入となります。 (3)ご加入プランを上位プランに変更する方は、告知が必要となります。新規加入の方と同様に「健康状態に関する告知にあたってご注意いただきたいこと」をご確認のうえ、告知質問事項にご回答ください。 3.他の医療保険から変更される方 スーパー医療保険をお申込みの際は、新規加入と同様、新たに告知が必要となります。お申込みにあたっては告知質問事項を必ずご確認ください。また、病気などで加入条件を満たさない場合、ご加入いただけないこともございますので、ご了承ください。

- 被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。
- 被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。(プランP、Q、R)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金 (プランM・P・Q・R)	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日(プランMは120日)を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を遡算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害
疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 ＜入院中に受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となります。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2) 骨髄幹細胞採取手術(※1)(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

補償の内容

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病退院後通院保険金 (プランP・Q・R)	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数	
疾病葬祭費用保険金 (プランM・Q・R) (注)	保険期間中に疾病を被りかつ死亡され、被保険者の親族の方が葬祭費用を負担された場合、疾病葬祭費用保険金額を限度として、その負担した費用をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害
特定生活習慣病入院保険金 (プランR)	保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を遡算して1,000日が限度となります。 特定生活習慣病入院保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害
特定生活習慣病手術保険金 (プランR)	保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、その特定生活習慣病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 ＜入院中に受けた手術の場合＞特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞特定生活習慣病手術保険金の額＝特定生活習慣病入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となります。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、特定生活習慣病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 特定生活習慣病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	(※) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
傷害入院保険金 (プランP・Q・R)	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 傷害入院保険金の額＝傷害入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー-搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
傷害手術保険金 (プランP・Q・R)	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となります。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー-搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

- (※) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額
- (注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
- (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

加入にあたっての注意点…スーパー医療保険 (契約概要のご説明)

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険、医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病 （フ ラ ン タ ・ T B ・ T C ・ D ）	疾病入院 保 険 金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき120日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※2）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※3）のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害
	疾病手術 保 険 金	以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （1）保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術（※1）を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為 <入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10（倍） <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となります。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非親血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凝固による眼球手術（レーシック手術等） など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにすぎます。 （2）骨髄幹細胞採取手術（※1）（※2）を受けた場合は、保険期間中に確認検査（※3）を受けた時を疾病を被った時とみなして、（1）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※1）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 （※2）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。 （※3）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（4）までの制限があります。 （1）時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※1）に該当するときは、同一手術期間（※2）に受けた一連の手術（※1）については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 （4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 （※3）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	先進医療等 費用保険金 （注）	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等（※1）を受けたことにより負担した先進医療（※2）の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 （※1）先進医療および臓器移植術をいいます。 （※2）病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniro/ikan.html	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧火災、爆発、爆発物（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨妊娠、出産 ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（業務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
介護 一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合（※1） ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態（※2）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 （※1）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 （※2）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 （注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。 ①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。	

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(※) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容

その他ご注意いただくこと

- 特定疾病等対象外特約について
 - ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 - ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 - ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
 - ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。
(削除できない場合の例)
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合 など
 - ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

●用語のご説明

用 語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
疾病（病 気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害（ケ ガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通 院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間（疾病）	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1 回 の 入 院（疾病）	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害（疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先 進 医 療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)
放 射 線 治 療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治 療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
親 族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

加入にあたっての注意点…スーパー医療保険
(契約概要のご説明)

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険)

注
意
事
項

- ご加入の際は、加入依頼書の記載内容（被保険者の令和6年1月1日現在での満年齢、性別、職業・職務など）に間違いがないか十分ご確認ください。
- ご契約時には、「健康状態に関する告知にあたってご注意いただきたいこと」をご確認のうえ、告知質問事項にご回答ください。**
- 加入依頼書および被保険者告知書の内容により、ご加入をお断りしたり、条件付きでご加入いただくことがあります。告知により特定の疾病を補償対象外とした場合は、継続契約も同様の取り扱いとなります。
- 初年度契約および継続契約の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時に契約の更改をお断りすることがあります。
- 加入依頼書および被保険者告知書にご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- 新規で加入した方、ご加入プランを上位プランに変更した方は、令和6年1月1日（保険開始）前に告知内容を満たさなくなった場合、（有）報恩会まで必ずお電話ください。**
- 加入者以外に対象となる方（被保険者）がいいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 契約は1年ごとの更新となりますので更新時にはその時点での満年齢による保険料となります。
- 特定生活習慣病とは下記別表1に定める疾病のことをいいます。

別表1 特定生活習慣病		
「特定生活習慣病」とは、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中この特約別表に規定するものとします。		
特定生活習慣病の種類	分 類 項 目	基本分類コード
悪 性 新 生 物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
糖 尿 病	上皮内新生物	D00～D09
	【真正赤血球増加症＜多血症＞】	D45
	【骨髓異形成症候群】	D46
	【慢性骨髓増殖性疾患】	D47.1
	【本態性（出血性）血小板血症】	D47.3
脳 血 管 疾 患	糖尿病	E10～E14
	一過性脳虚血発作および関連症候群	G45
	脳血管疾患における脳の血管（性）症候群	G46
	脳血管疾患	I 60～I 69
心 疾 患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	虚血性心疾患	I 20～I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26～I 28
	その他の型の心疾患	I 30～I 52
高 血 圧 性 疾 患	高血圧性疾患	I 10～I 15

（注）同一の特定生活習慣病の種類に類別される疾病は、病名を異にする場合であっても同一の疾病とします。

補償の内容

疾
病
・
症
状
一
覧
表

- 「Ⅰ欄」の病気の方…この保険には加入できません**
- 「Ⅱ欄」の病気の方…その病気の群全部を補償対象外としてのご加入となります。**

疾病・ 病状一 覧表	欄		Ⅰ 欄	Ⅱ 欄
	疾病群			
	A 群	胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病） 胃・腸・十二指腸のがん 食道がん	胃・腸・十二指腸のかいよう 腹膜炎 胃・腸のポリープ 腸閉塞 大腸炎
	B 群	肝臓・胆のう・ すい臓の疾病	肝硬変 慢性肝炎 肝肥大 すい炎 肝臓・胆のう・すい臓のがん	急性肝炎 肝のうよう 胆石 胆のう炎
	C 群	腎臓・泌尿器の 疾病	慢性腎炎 ネフローゼ 腎不全 副腎しゅよう 腎臓・膀胱・前立腺のがん	腎盂炎 急性腎炎 腎臓・膀胱・尿路の結石
	D 群	気管支・肺の疾病	結核 肺線維症 慢性閉塞性肺疾患 COPD（慢性気管 支炎・肺気腫など） 肺がん	肋膜炎 膿胸 ぜんそく 気管支拡張症 肺炎 肺壞疽 自然気胸
	E 群	脳血管・ 循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・ くも膜下出血） 心臓弁膜症 心筋こ うそく 心筋症 狭心症 不整脈（心 房細動など、人工ペースメーカーを使 用した場合を含みます。） 心雑音 動 脈硬化症 動脈瘤	高血圧症 静脈瘤
	F 群	腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患	腰痛症 変形性脊椎症 ギックリ腰 椎間板ヘルニア 骨粗しょう症 後縦靱帯骨化症
	H 群	眼の疾病		白内障 緑内障 網膜炎 網膜症
	I 群	ご婦人の疾病	子宮がん（子宮頸がん・子宮体がん） 乳がん 卵巣がん	子宮筋腫 子宮内膜症 卵巣のう腫 乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。） 不正出血
	Z 群	そ の 他	糖尿病 紫斑病 結核性疾患（カリエスなど） 脳しゅよう 悪性しゅよう（各種がん・ 上皮内新生物・肉腫） 白血病 悪性リンパ腫 アルツハイマー病 ベーチェット病 こうげん病（全身性エリテマトーデス・ 強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多 発性動脈炎など） リウマチ熱 精神および行動の障害（統合失調症・ 気分（感情）障害（躁うつ病、うつ病 など）・恐慌性（パニック）障害・心 的外傷後ストレス障害（PTSD）・ア ルコール依存など）	

- **ご加入に際して特にご注意いただきたいことをP37以降に記載しています。**
- **スーパー医療保険の保険料についてはP11～12に記載しています。**

加入にあたっての注意点…がん保険 (契約概要のご説明)

(医療保険基本特約・がん保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険)

項目	内 容
(被保険者) P35の一覧表もあわせて確認ください。	●退職者本人・家族（配偶者・子供・親族）の方で告知等で定める加入条件を満たす方 1.新規加入の方（令和6年1月1日現在、満79歳まで） 申込にあたっては、「健康状態に関する告知にあたってご注意いただきたいこと」をご確認のうえ、告知質問事項にご回答ください。 ※病気や症状につきましては、P35の病名一覧表を参照してください。 ※令和6年1月1日（保険開始）前に告知質問事項を満たさなくなった場合は、（有）報恩会まで必ずお電話ください。 ※ご加入の際は必ずご家族にもお知らせください。 2.継続加入の方（令和6年1月1日現在、満89歳まで） （1）前年と同等条件のプランで継続する方、補償額を少なくする方および補償内容をせまくする方は、告知は不要です。 （2）満79歳までに新規加入している方は、満89歳まで継続加入できます。（令和6年1月1日現在） （3）ご加入プランを上位プランに変更する方は、告知が必要となります。新規加入の方と同様に「健康状態に関する告知にあたってご注意いただきたいこと」をご確認のうえ、告知質問事項にご回答ください。

被保険者が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、入院前後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん 診断保険金	保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※）を除きます。） ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院
がん 入院保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 がん入院保険金の額＝がん入院保険金日額×入院した日数	
がん 手術保険金	保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術（※1）を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※2） ③放射線治療に該当する診療行為 ＜入院中に受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにすぎます。 がん手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（5）までの制限があります。 （1）時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※1）に該当するときは、同一手術期間（※2）に受けた一連の手術（※1）については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 （4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 （5）乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	（※）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 など
がん 退院一時金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。	
がん 外来治療保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、120日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。 ただし、がん外来治療保険金支払限度日数に達した場合であっても、その翌日以降に手術、放射線治療、抗がん剤治療に該当する外来治療を受けた場合は、その日数に対し、がん外来治療保険金支払限度日数に関わらず、がん外来治療保険金をお支払いします。 なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 がん外来治療保険金の額＝がん外来治療保険金日額×外来治療を受けた日数	

補償の内容

項目		内 容	
保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん	先進医療等費用保険金（注）	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等（※1）を受けたことにより負担した先進医療（※2）の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 （※1）先進医療および臓器移植術をいいます。 （※2）病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑧妊娠、出産 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください（※2）。 （※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 （※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。 （※）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額		

●用語のご説明

用 語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。 詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイトに掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見（剖検や生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線や内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 （※）被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾 病（病 気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷 害（ケ ガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
外 来 治 療	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
先 進 医 療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放 射 線 治 療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （※）歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
乳 房 再 建 術（がん）	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 （※）皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
治 療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
抗 が ん 剤	抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤をいいます。

加入にあたっての注意点…がん保険
(契約概要のご説明)

補償の内容

(医療保険基本特約・がん保険特約等セット団体総合保険)

●用語のご説明

用 語	用語の定義
抗 が ん 剤 治 療	抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした、次の①から③までのいずれかに該当する診療行為(※1)をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※2)に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為(※3) ②先進医療(※4)に該当する診療行為 ③①および②のほか、厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた抗がん剤を用いた診療行為 (※1) 診療行為 ホルモン剤治療を含みます。 (※2) 医科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (※3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(※2)に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表(※5)に抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表(※2)においても抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (※4) 先進医療 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 (※5) 歯科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

項目

内容

注意事項

●ご加入の際は、加入依頼書の記載内容（被保険者の令和6年1月1日現在での満年齢、性別、職業・職務など）に間違いがないか十分ご確認ください。

●**ご契約時には、「健康状態に関する告知にあたってご注意いただきたいこと」をご確認のうえ、告知質問事項にご回答ください。**

●加入依頼書および被保険者告知書の内容により、ご加入をお断りしたり、条件付きでご加入いただくことがあります。

●加入依頼書および被保険者告知書にご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

●1日に2回以上通院された場合には1回の通院とみなします。また、入院保険金の支払対象となる日に通院した場合はがん通院保険金は重複して支払われません。

●再入院することにより、前の入院による通院責任期間と新たに定められている通院責任期間が重複するときには、前の入院の通院としてがん通院保険金が支払われる日については、がん通院保険金は重複してはお支払いしません。

●契約は1年ごと更新となりますので更新時にはその時点での満年齢による保険料となります。

●中途加入の場合は、申込月の4か月後の1日（4月申込みの場合は、8月1日開始）より保険が開始となります。

疾病・症状一覧表

●『Ⅰ欄』の病気の方…この保険には加入できません

●『Ⅱ欄』の病気の方…その病気の群全部を補償対象外としてのご加入となります。

	疾病群	Ⅰ 欄	Ⅱ 欄
A 群	胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病） 胃・腸・十二指腸のがん 食道がん	胃・腸・十二指腸のかいよう 腹膜炎 胃・腸のポリープ 腸閉塞 大腸炎
B 群	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変 慢性肝炎 肝肥大 すい炎 肝臓・胆のう・すい臓のがん	急性肝炎 肝のうよう 胆石 胆のう炎
C 群	腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎 ネフローゼ 腎不全 副腎しゅよう 腎臓・膀胱・前立腺のがん	腎盂炎 急性腎炎 腎臓・膀胱・尿路の結石
D 群	気管支・肺の疾病	結核 肺線維症 慢性閉塞性肺疾患 COPD（慢性気管支炎・肺気腫など） 肺がん	肋膜炎 膿胸 ぜんそく 気管支拡張症 肺炎 肺壊疽 自然気胸
E 群	脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血） 心臓弁膜症 心筋こうそく 心筋症 狭心症 不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。） 心雑音 動脈硬化症 動脈瘤	高血圧症 静脈瘤
F 群	腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患	腰痛症 変形性脊椎症 ギックリ腰 椎間板ヘルニア 骨粗しょう症 後縦靱帯骨化症
H 群	眼の疾病		白内障 緑内障 網膜炎 網膜症
I 群	ご婦人の疾病	子宮がん（子宮頸がん・子宮体がん） 乳がん 卵巣がん	子宮筋腫 子宮内膜症 卵巣のう腫 乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。） 不正出血
Z 群	そ の 他	糖尿病 紫斑病 結核性疾患（カリエスなど） 脳しゅよう 悪性しゅよう（各種がん・上皮内新生物・肉腫） 白血病 悪性リンパ腫 アルツハイマー病 ベーチェット病 こうげん病（全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など） リウマチ熱 精神および行動の障害（統合失調症・気分（感情）障害（躁うつ病、うつ病など）・恐慌性（パニック）障害・心的外傷後ストレス障害（PTSD）・アルコール依存など）	

加入にあたっての注意点…がん保険
(契約概要のご説明)

補償の内容

その他ご注意くださいこと

●特定疾病等対象外特約について

- ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

- ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
- 告知書「疾病・症状一覧表」のF群（腰・脊椎の疾病）が補償対象外となっている場合

など

- ・詳しい内容につきましては、（有）報恩会または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

- **ご加入に際して特にご注意いただきたいことをP37以降に記載しています。**
- **がん保険の保険料についてはP13に記載しています。**

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

(注意喚起情報のご説明)

この保険の保険期間は1年間となります。著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや内容変更をお願いさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. クーリングオフ

この保険は一般財団法人東京消防協会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

（傷害総合保険の場合）

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項（注）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（注）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務 ★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

●弁護士費用総合補償特約においてご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

（スーパー医療保険・がん保険・介護一時金の場合）

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項（注）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（注）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時（注）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（注）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（注）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（注）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●スーパー医療保険が「告知義務違反」としてご契約が解除となった場合、がん保険も同時に解除になります。

また、がん保険が「告知義務違反」としてご契約が解除となった場合、同様にスーパー医療保険も同時に解除になります。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

*次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。

③今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

（スーパー医療保険の場合）

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※¹）より前に発病（※²）した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※¹）より前に発病（※²）した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※¹）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

（注1）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

（注2）がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時（※¹）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

（がん保険）

●ご加入初年度の保険期間の開始日の前日より前にがんと診断確定されていた場合は、被保険者（保険の対象となる方）がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約・三大疾病入院保険金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日の前日より前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件（「特定疾病等対象外特約」をセット）でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

（介護一時金）

●疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態（認定）に該当した場合は、保険金をお支払いします。

（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

（ゴルフアー保険の場合）

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、ゴルフアー保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

（共通）

●団体から脱退される場合は、必ず（有）報恩会にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、（有）報恩会または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく（有）報恩会または損保ジャパンまでご通知ください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

（傷害総合保険の場合）

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく（有）報恩会または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業」

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ（有）報恩会または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

（ゴルフアー保険の場合）

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ（有）報恩会または損保ジャパンまでご通知ください。

（注）ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について（有）報恩会または損保ジャパンまでご通知ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

(注意喚起情報のご説明)

4. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店（有）報恩会までご通知ください。事故の発生日（疾病の場合は、入院を開始したあるいは手術を受けた日）、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内に取扱代理店（有）報恩会または損保ジャパンにご通知いただけない場合には保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店（有）報恩会または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（スーパー医療保険・がん保険・介護一時金の場合）

- 保険金のご請求にあたっては、次頁に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

（スーパー医療保険の場合）

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

（ゴルフ保険の場合）

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

（傷害総合保険の場合）

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

（弁護士費用総合補償特約）

- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

（傷害総合保険、ゴルフ保険の場合）

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況報告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気をされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

（ゴルフ保険の場合）

- ゴルフ用品の損害の場合、修理前に、損保ジャパンにご相談ください。また、ゴルフ用品の盗難の場合には、警察への届出が必要になります。

- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書
同伴競技者1名(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
2. 費用支払を証明する書類
3. アテスト済のスコアカード（写）

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。

(※1) ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。

(※2) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。

- ① 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員(※3)
- ② 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員
- ③ 同伴競技者以外の第三者(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
- ④ ビデオ映像（ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフアの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）

(※3)そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

(※4)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

5. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の令和6年1月1日午後4時に始まります。

＊中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。がん保険は申込月の4か月後の1日から保険責任が始まります。

（弁護士費用総合補償特約）

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの「加入にあたっての注意点」をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

（傷害総合保険の場合）

この保険から脱退（解約）される場合は、（有）報恩会へ連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。中途脱退の取扱いにつきましては、本パンフレットの「東京消防庁退職者団体保険のあらまし」をご確認ください。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、（有）報恩会または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（スーパー医療保険・がん保険・介護一時金の場合）

この保険から脱退（解約）される場合は、（有）報恩会へご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（ゴルフ保険の場合）

この保険から脱退（解約）される場合は、（有）報恩会へ連絡してください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

(注意喚起情報のご説明)

8. 契約の無効、失効等 (がん保険の場合)

- 被保険者が初年度契約の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは、知らないにもかかわらず、本保険は、無効（ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。なお、この場合において告知前に加入者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払い込まれた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。（令和6年1月1日（保険開始）前に告知事項を満たさなくなった場合は、取扱代理店（有）報恩会まで必ずお電話ください。）

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

（スーパー医療保険・がん保険・介護一時金・傷害総合保険の場合）

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、傷害総合保険は保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）、スーパー医療保険・がん保険・介護一時金は保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

（ゴルフ保険の場合）

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧くださいるか、取扱代理店（有）報恩会または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐保険金額
- ☐保険期間
- ☐保険料、保険料払込方法
- ☐満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。

（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）

（1）傷害総合保険、スーパー医療保険、がん保険・介護一時金、ゴルフ保険にご加入の方

- ☐被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

☐ご捺印、ご訂正印は、複写すべてに押されていますか。

（2）傷害総合保険にご加入の方

- ☐職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートデスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

（3）傷害総合保険（夫婦コース）にご加入の方

- ☐被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認いただきましたか。

（4）ゴルフ保険にご加入の方

- ☐「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されているので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●団体窓口

一般財団法人東京消防協会
電話（ダイヤルイン）03-6261-6545
（消 電）9-501-8673・8674

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
東京公務開発部東京公務課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
損保ジャパン本社ビル12階
TEL：03-3349-5415
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●取扱代理店

有限会社 報恩会
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-34-4
神田グロウビル5階
フリーアクセス 0120-916-528 FAX 03-5207-2372
（消電）9-501-8740~8743
【受付時間】 平日の午前9時から午後5時まで

●事故サポートセンター

0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、（有）報恩会または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●（有）報恩会は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、（有）報恩会とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者カードは大切に保管してください。また、1月中に加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

【傷害総合保険】保険金請求の流れ

※スーパー医療保険・がん保険・介護一時金のご請求は、P45～46をご参照ください。

お支払いまでの流れ

1 ご連絡（お手元に「加入者カード」をご用意ください。）

おケガをされた場合は、ただちに下記損保ジャパンまでご連絡ください。

○事故サポートセンター（24時間365日）

0120-727-110

主に以下の内容について、お電話でお聞きしますので、お電話をいただく前にあらかじめご確認くださいませようようお願い申し上げます。

- ①ご加入者さま（東京消防庁のご退職者）の氏名
- ②おケガをされた方の氏名
- ③おケガをされた方の加入者番号（「加入者カード」をご参照ください。）
- ④ご加入者さま（東京消防庁のご退職者）とおケガをされた方とのご関係
- ⑤おケガをされた日時
- ⑥おケガをされた際の状況（どこで、どういう状態でおケガをされたか）
- ⑦おケガをされた部位と症状
- ⑧傷病の程度（入院、通院、手術等）
- ⑨医療機関名
- ⑩ギプス等の固定具の使用がある場合は、固定具の名称
- ⑪自動車・バイクを運転中のおケガの場合、免許証の番号・種別・取得年月・有効期間

※傷害総合保険の証券番号は、912312J698です。



2 ご請求書類の送付

損保ジャパンよりご加入者（被保険者）さまにご請求書類一式（損保ジャパン宛返信用封筒付）を郵送します。

損保ジャパン担当者より、保険金請求に関して連絡を差し上げる場合があります。

損保ジャパン担当者や代理店より、ご状況をお聞きするためにお電話やお手紙でご連絡させていただく場合があります。

3 ご請求書類のご返送

ご加入者（被保険者）さまは、ご請求書類一式へのご記入と必要書類をご用意いただき、同封の返信用封筒にて損保ジャパンにご返送ください。

4 保険金のお受け取り

損保ジャパンからご加入者（被保険者）さまに保険金をお支払いし、お支払い通知案内を発送します。

必要書類について

補償内容	共通書類	補償別書類
通院 入院 手術	①保険金請求書 兼個人情報の取り扱いに関する同意書* ②入院・通院申告書（傷害用）*	■診断書*（※1） 原則、入通院支払保険金が30万円以下 の場合は、入院・通院申告書をもってか えることができます。（※2）
後遺障害	③その他保険会社が必要とする書類	■後遺障害診断書*（※1）
死亡	個別に必要な書類をご案内します。	

弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合
弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など

◆「*」印の書類は損保ジャパン所定の用紙です。

◆事故やケガの内容によっては、上記以外の書類の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。

（※1）診断書費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

（※2）「入院・通院申告書」でご請求いただいた場合でも、内容により改めて診断書の提出をお願いする場合がございます。

固定期間を通院とみなす場合でも、実際に通院された日数に、ご加入の傷害通院保険金日額を乗じた金額が30万円未満の場合は診断書に代えて、入院・通院申告書でご請求できます。

【スーパー医療保険】【がん保険】【介護一時金】 保険金請求の流れ

※傷害総合保険のご請求は、P43～44をご参照ください。

お支払いまでの流れ

1 ご連絡（お手元に「加入者カード」をご用意ください。）

ご病気をされた場合は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。

○事故サポートセンター（24時間365日）

0120-727-110

主に以下の内容について、お電話でお聞きしますので、お電話をいただく前にあらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ①ご加入者（東京消防庁のご退職者）の氏名
- ②ご入院、または手術をされる方の氏名
- ③ご入院、または手術をされる方の加入者番号（「加入者カード」をご参照ください。）
- ④ご加入者（東京消防庁のご退職者）とご入院される方との関係
- ⑤入院予定日、または入院期間
- ⑥傷病名
- ⑦手術の有無（手術を受けられる場合は正式な手術名）
- ⑧医療機関名

※スーパー医療保険・がん保険の証券番号は、912316R202です。



2 ご請求書類の送付

損保ジャパンよりご加入者（被保険者）さまにご請求書類一式（損保ジャパン宛返信用封筒付）を郵送します。

お支払いができない場合は損保ジャパン担当者よりご連絡いたします。

損保ジャパン担当者や代理店より、ご状況をお聞きするためにお電話やお手紙でご連絡させていただく場合があります。

3 ご請求書類のご返送

ご加入者（被保険者）さまは、ご請求書類一式へのご記入と必要書類をご用意いただき、同封の返信用封筒にて損保ジャパンにご返送ください。

4 保険金のお受け取り

損保ジャパンからご加入者（被保険者）さまに保険金をお支払いし、お支払い通知案内を発送します。

必要書類について

- ①保険金請求書＊
- ②申告書(疾病用)＊
- ③治療費領収書と
診療明細書のコピー
- ④診断書＊(※1)

◆「＊」印の書類は損保ジャパン所定の用紙です。
◆左記以外の書類の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。
(※1)原則、お支払保険金額が30万円を超える場合に必要になります。
診断書費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
ただし、治療費領収書と診療明細書のコピーや他の保険会社の診断書の写しでも手続きが可能な場合がございますので、損保ジャパンにお問い合わせください。